

令和6年4月15日

告示

当財団は、本日 JBC 試合ルール第15条、JBC 制裁規定第2条第1項5号に基づき、名古屋大橋ボクシングジム（以下「名古屋大橋ジム」という）所属ボクサーである安西 蓮（ライセンスNo.47258）選手を令和6年4月12日より1年間のライセンス停止処分とする。

理由： 名古屋大橋ジム安西 蓮選手は、令和6年4月13日の試合の前日計量において1.9kg 体重超過し計量失格となつた。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は安西 蓮選手を令和6年4月12日より1年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 JBC 試合ルール第15条、JBC 制裁規定第2条第2項2号に基づき、名古屋大橋ジムのマネージャーである加藤 功一（ライセンスNo.29690）氏を戒告処分とする。

理由： 加藤 功一は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッショ